

**大河原町総合体育館大規模改修工事基本設計業務委託
特記仕様書**

1. 業務委託の名称

大河原町総合体育館大規模改修工事基本設計業務委託

2. 業務目的

ヒルズはねっこアリーナ（大河原町総合体育館）大規模改修基本方針（令和7年11月策定。以下「基本方針」という。）に基づき、基本設計を行うものとする。

本業務は、体育館を長く使い続けるとともに、利用者にとってはより利便性が高く、更に、防災上の拠点としても機能する施設とすることを目的として、大河原町総合体育館大規模改修工事（以下「大規模改修工事」という。）を実施するための基本設計業務である。

3. 業務概要

業務の概要は次のとおりである。

(1) 業務内容

- ア 施設の実態把握及び整理
- イ 基本方針に基づく大規模改修工事の基本設計業務
- ウ 本業務に係る法令等に基づく必要な調査及び手続等

(2) 施設の概要（現況）

所在地	宮城県柴田郡大河原町字小島1番地7
概要	敷地面積 16,013㎡ 構造・規模 鉄筋コンクリート造2階建 建築面積 4,358㎡ 延床面積 5,393㎡ 天井高 17.95m
主な施設	アリーナ 1,530㎡（観客席591席） （バスケットボール2面・バレーボール3面・バドミントン8面・ テニス2面・卓球15台） 柔剣道場 428㎡（柔道1面・剣道1面）
その他施設	トレーニングルーム・会議室・研修室・事務室・幼児室・役員放送室・和室・ 医務室・書庫・談話コーナー・更衣室・シャワー室・エレベーター

4. 工事費用

10～15億円（消費税及び地方消費税を含む。）程度

工事費用の算出に当たっては、基本方針に則って算出すること。

5. 委託期間

契約締結の日から令和9年2月26日（金）まで

ただし、令和8年11月20日（金）までに概算工事費内訳書を作成し、発注者に報告すること。

6. 業務における基本的な方針

基本方針の内容を十分に理解した上で、施設の用途や工事の目的等を十分に把握するとともに、体育館施設として求められる役割を考慮し、長期的な視点と柔軟な発想による創意工夫と民間ノウハウや新技術を駆使した質の高い設計を期待するものである。

7. 基本設計業務

基本設計について、次の業務を行う。

(1) プラン作成

監督員と協議の上、複数の素案を作成する。

(2) 基本設計書の作成

ア 設計要旨

イ 計画概要（建築、電気設備及び機械設備）

i 建築（総合）

①特記仕様書 ②仕上げ表 ③仮設計図 ④各階平面図 ⑤屋根伏図 ⑥立面図 ⑦断面図 ⑧平面詳細図 ⑨断面詳細図 ⑩天井伏図 ⑪部分詳細図 ⑫展開図 ⑬建具表 ⑭サイン詳細図 ⑮増築部詳細図

ii 電気設備

①特記仕様書 ②受変電設備図 ③非常用発電設備図 ④幹線設備図 ⑤電灯・コンセント設備図 ⑥非常用照明設備図 ⑦音響設備図 ⑧避雷設備図 ⑨自動火災報知設備図 ⑩太陽光発電設備図

iii 機械設備

①特記仕様書 ②給排水衛生設備図 ③消火設備図 ④空調換気設備図 ⑤自動制御設備図

iv その他

①防災計画概要書 ②仮設計画概要書 ③工事工程説明書 ④その他監督員が指示する資料

ウ コスト縮減の考察

例：技術基準、新技術の活用等の根拠、ライフサイクルコストの明示等

エ 環境配慮に関する考え方

例：CASBEE評価、LCCO2削減、騒音等

オ 施設に導入する機能及び規模の精査

カ 施工、施設管理上の注意事項

キ ZEB改修計算

ク その他提案等（使用材料等）

(3) アスベスト調査

(4) 工事費内訳書の作成

(5) 長期保全計画書の作成

(6) 建築基準法令、消防法令、環境保全法令等の本業務に関する諸法令、その他監督員の指示する法令に基づく必要な手続き、打合せ

(7) 次に掲げる検討会、説明会等について、会議への出席、会議資料・議事録・公表資料の作成及び意見集約等の運営支援を行う。なお、回数に変更が生じた場合の設計変更は行わないものとする。

ア 検討会（3回程度）

イ 住民、関係団体、町議会（各1回程度）

ウ その他必要となる会議（5回程度）

(8) 町民向け広報物作成に係る支援

(9) その他監督員の指示する資料等の作成

8. 適用図書

原則として次に掲げる図書に基づき設計を行うものとする。なお、いずれも最新版による。

- ・ 公共建築工事標準仕様書（建築工事編、電気設備工事編及び機械設備工事編）
- ・ 公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編、電気設備工事編及び機械設備工事編）
- ・ 建築物解体工事共通仕様書及び同解説
- ・ 建築設計基準及び同解説
- ・ 建築構造設計基準及び同解説
- ・ 建築構造設計指針
- ・ 建築設備計画基準及び設計基準
- ・ 建築設備耐震設計及び施工指針
- ・ 建築設備数量積算基準及び同解説
- ・ 電気設備の技術基準
- ・ 内線規程
- ・ その他監督員の指示する図書

9. 業務実施上の条件

主たる業務分野である「建築（総合）分野」の業務については、再委託は認めないものとする。なお、「電機分野」、「機械分野」及び監督員が特に必要と認めた場合はこの限りでない。

10. 業務の施行

- (1) 受託者は、監督員の指示に従い、本業務に必要な調査を行い、また、関係法令に基づいて遂行するものとする。
- (2) 受託者は、業務の詳細及び当該工事の範囲について、監督員と打合せを行うものとする。
- (3) 受託者は、業務の進捗状況に応じて、業務区分ごとに監督員へ報告し、承諾を得なければならない。
- (4) 設計図書の様式、設計図の縮尺等は、監督員の指示を受けなければならない。
- (5) 打合せ、会議、資料作成等に用いる消耗品費、交通費等に要する経費は、全て受託者が負担する。

11. 業務内容の疑義

受託者は、業務内容に疑義があるときは監督員と協議しなければならない。

12. 諸届・許認可手続き

受託者は、発注者が行う諸届、確認申請、許認可申請その他許認可を受けるために必要な資料の作成及び手続きに協力しなければならない。

13. 管理技術者及び照査技術者の選任

管理技術者及び建築・機械設備・電気設備の各担当分野に係る照査技術者をそれぞれ選任すること。ただし、監理技術者及び建築分野の照査技術者は建築士法第2条第2項に規定する一級建築士の資格を有する者とする。また、受託者が個人である場合にあってはその者、会社その他の法人である場合にあっては当該法人に所属する者を配置しなければならない。

14. 成果品の提出

受託者は、本業務の完了後速やかに次に掲げる成果品を発注者に提出しなければならない。

- (1) 前記「7. 設計業務」に係る成果品
- (2) 打合せ議事録
- (3) 各会議議事録
- (4) その他監督員の指示によるもの

15. 貸与資料

発注者は、次に掲げる資料を受託者に貸与する。

- (1) 「大河原町総合体育館劣化調査・修繕計画策定業務」に係る報告書
- (2) その他監督員が必要と認めた資料

16. 成果品の著作権

成果品の著作権は、発注者に帰属することとする。また、受託者は成果品を発注者の許可なく他に利用し、公表し、又は貸与することができないものとする。

17. 重要事項説明

- (1) 受託者は、発注者に対し、建築士法第24条の7の規定に基づき、契約に先立って契約の内容及びその履行に関する事項の説明を、書面をもって行うものとする
- (2) 受託者は、契約を締結したときは、発注者に対し建築士法第24条の8の規定に基づく書面を交付しなくてはならない。ただし、同法第22条の3の3の規定により書面を相互に交付して契約を行った場合は、この限りでない。